

議長（福田会長）

会議資料 7 ページの議案第 24 号「農林水産関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（沼尾商工部長）

産業専門部会長の沼尾です。議案第 24 号「農林水産関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

農林水産関係事業の取扱いについては、次のとおりとすることといたしました。

1. 農林水産関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

2. 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は、現行のとおりとし、合併後、新たに策定する計画に基づき調整する。

3. 水田農業構造改革対策事業（生産調整対策）については、合併までに、基本的な仕組みは、統一した基準で調整を図ることとするが、各町が独自に実施している施策については、実情を考慮して調整を図る。

4. 農業金融対策事業における合併までの借入分については、現行どおり新市に引き継ぐ。

5. 農業公社については、合併までに統合できるよう調整する。

6. 市町有林・部分林整備事業については、合併までに、管理処分の統一に向け調整する。

7. 農業集落排水施設の事業分担金については、現行のまま引き継ぐものとし、使用料の体系及び金額については、段階的に統一を図ることといたしました。

引き続きまして協定項目の詳細についてご説明いたします。参考資料 18 ページをお開きください。

農林水産関係事業につきましては、18 ページ下段から 19 ページ中段にありますように、1 市 3 町において差異はありませんが、行政制度の調整方針を踏まえ、原則として宇都宮市の制度を基準に調整することとしたものであります。

次に、19 ページ中段の農業振興地域整備計画についてであります。この計画は、土地利用を含めた農業振興施策に関する法定計画であり、1 市 3 町で策定しております。これらの計画につきましては、合併後も当面は各町の地域別計画として位置付け、宇都宮市の計画見直し時期である平成 19 年度に新たな計画を策定してまいります。

次に、19 ページ下段の水田農業構造改革対策事業（生産調整対策）についてであります。産地づくり交付金、いわゆる生産調整に関する助成金については、基本的な仕組みは、統一した基準で行うよう合併までに調整を図るものであります。

次に、20 ページの農業金融対策事業についてであります。農業者が農業近代化資金等の融資を受けた場合の利子補給率については、宇都宮市の制度を基準に統一してま

います。ただし、合併までの借入分については、1市3町での利子補給率に差異がありますので、公平性を確保する観点から、現行のまま新市に引き継ぐものであります。

次に、農業公社についてであります。20ページ中段に記載のとおり、宇都宮市、上三川町、上河内町に公社が設置されていることから、合併までに統合できるよう調整していくものであります。

次に、市町有林・部分林整備事業についてであります。宇都宮市と上河内町が事業を実施しております。宇都宮市では、第三者機関である市有林管理委員会の意見を踏まえ管理処分を行っており、宇都宮市の制度を活用する方向で統一を図るものであります。

次に、農業集落排水施設に係る分担金及び使用料についてであります。分担金につきましては1市3町で差異がありますが、既に実施中の事業に係る分担金でありますので、公平性や継続性の観点から、現行のまま引き継ぐものであります。

また、21ページの使用料につきましては、1市3町で差異がありますが、一本化することにより関係住民への新たな負担増の影響等を考慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に統一を図るよう調整するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第24号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。はい、藤江委員。

藤江委員（上河内町）

5の農業公社について、特に農業公社の職員について2点お聞きしたいと思えます。

不勉強かもしれませんが、農業公社の職員については、JA（農協）等からの出向が多いのかなと思っています。合併までに統合ということになれば、組織体系の中で、その方について、出先ではなくて元のところとの対応はどうなっていくのかというのが1点でございます。

もう1点は、上河内町だけかもしれませんが、農業公社の職員の中で、上河内町では農業公社への出向ではなく、臨時でもなく任用している職員が1人おります。この者の身分等についてはどうなっているのか。町の職員等は、この法定協議会でも、特例法に載っているとおり、当然その身分は保証されなければならないということが決定されましたが、農業公社の職員ということになれば、準職員のではありますが、隙間と申しますか漏れた部分でありますので、その職員の扱い等についてはどうなっているのか、この2点をお伺いいたします。

議長（福田会長）

はい，専門部会。

事務局（大岡農務部次長）

宇都宮市農務部次長の大岡でございます。公社につきましては，上河内町，上三川町の両方に公社があります。基本的にはそれぞれの支所機能を持たせるような形で来年度からスタートしたいということで，4月から中身の検討を始めたところでございます。支所機能を持たせたいということで，その中身については，これから検討・議論をしていくところですが，職員体制について，プロパーさんや出向の方の取扱いについては，まだ今のところは議論されておらないところでございます。ただ基本的には，支所機能を持たせるということですから，プロパーの方になるか出向の方になるかはありますが，専門の職員の方を置いて対応していただくのがよろしいかなと思っているところでございます。

議長（福田会長）

はい，藤江委員。

藤江委員（上河内町）

そのとおりなのでしょうが，うちの方の職員の場合，27歳ぐらいの男性です。農業公社の中で組織形態がどうなるかまだ不明だということになればあれですが，町の職員に準じて確保できるようになればというのが，私の希望でございます。とりあえずは，そういうことで，関心を持って見ていきたいと思っております。

議長（福田会長）

公社の職員の身分は公社に引き継ぐことになるのではないのですか。

事務局（大岡農務部次長）

基本的に，解散をして宇都宮市の農業公社に一本化する形になりますので，上河内町と上三川町の職員の取扱いについては，そのまま引き継いでもらうのか，今後も検討してみたいと思っております。まだ決まっておりません。

議長（福田会長）

それは合併後に検討するのですか，合併までに結論を出すのですか。

事務局（大岡農務部次長）

合併までに方向性を出してまいります。

議長（福田会長）

ということでございます。上三川町，上河内町の関係者がいらっしゃいますので，専門部会の方で，各町の意向，意見を十分述べていただきますようお願いいたします。

ほかにございませんか。

今のやりとりのように，方向は決まったものの，中身の細かい部分についてはこれからということです。この協議会としては方向だけご確認いただき，内容については専門部会でさらに詰めていくこととなりますが，いずれにしても，藤江委員のようなご意見は最大限尊重していく必要があると考えております。

それでは，無いようですので，お諮りいたします。議案第24号「農林水産関係事業の取扱いについて」は，原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは，議案第24号は原案のとおり決定といたします。